

ロタウイルス胃腸炎予防ワクチン接種の助成を始めます

◆ロタウイルス胃腸炎とは

ロタウイルスというウイルスが原因の胃腸炎です。

乳幼児がかかりやすく重症化しやすいため注意が必要です。症状には、高熱と2〜3日続く嘔吐や下痢が見られます。さらに、嘔吐や下痢での脱水症状やけいれん・脳症など重い症状が出ることもあります。症状は軽くなっています。

このウイルスに対する特効薬はなく、治療方法も症状に対する対処しか方法はありません。

◆予防ワクチンとは

甘いシロップ状の飲むワクチンです。胃腸炎の発症を予防し、発症しても軽症で済みます。
※副反応として、軽症の発熱や下痢の症状がでることがあります。

◆対象者

生後6週（42日）〜
24週（168日）の乳児

◆接種方法 2回接種

- ・1回目接種
 - ・2回目接種
- 4週間以上空ける

1回目接種はできるだけ生後12週までに受けた方がいいですよ。



◆助成金額

1回、約15,000円の接種料金のうち5,000円を2回まで助成します。

※接種料金は医療機関で違います。

◆手順

《市内医療機関で受ける場合》

- ①子どもの健康カレンダー（年間で受託医療機関を確認し、予約する。

- ②接種を受け、接種料金から5,000円を減額した費用を医療機関窓口で支払う。

《市外医療機関で受ける場合》

- ①希望する医療機関に予約する。
- ②接種を受けて、接種料金全額を支払う。

- ③接種日から1年以内に健康増進課で払い戻しの手続きをする。

◆持参する物

- ・母子健康手帳
- ・明細が入った領収書
- ・印鑑
- ・保護者の通帳

県外で各種予防接種を受けた場合

乳幼児の予防接種を全額自己負担された方に、市が市内の医療機関と契約している委託単価内で払い戻しをしています。

《市外医療機関で受ける場合》

（右記記載）と同じです。

高齢者肺炎球菌予防ワクチン接種の助成対象年齢が変わります

《変更前》

市内在住の75歳以上の方

《変更後》

市内在住の65歳以上の方

※このワクチンは、1度接種すると、5年間の間隔が必要です。5年以内に接種（自費の方も含む）された方は、接種できません。



【問合せ】健康増進課

担当 南里・橋間

☎73・8822

平成24年度小城市日々雇用職員を募集します

◆職種 作業員

◆業務内容

剪定および公園内清掃・除草、
(草刈機など使用有) 観光イベント
の会場準備や撤去など。

◆必要な資格 なし

◆基本的な勤務形態

月～金曜日
8時～16時45分

◆主な勤務場所

小城公園および観光施設

◆募集予定人員 1人

◆報酬

・普通作業時 8、350円
・剪定作業時 10、000円
※予定のため内容が変更になるこ
とがあります。

◆応募方法

(郵送の場合)

封筒の表に「履歴書在中」と朱
書きし、左記に送付してください。

〒845-8501

小城市小城町253番地21

小城市役所 商工観光課 宛

(持参の場合)

・小 商工観光課

※注意事項

・履歴書には、必ず写真を添付し、
昼間連絡がとれる電話番号を記
入してください。

・履歴書の返却はしません。予め
ご了承ください。

◆受付期限 4月16日(月)

※郵送の場合は当日消印有効。

◆採用方法

後日、試験を行い採用の可否を
決定します。

【問合せ】小 商工観光課

担当 原口・山口

☎73・8813

デイサービスなどの利用料を改定します

4月から小城市介護予防・生活
支援事業の利用料を一部改定しま
した。

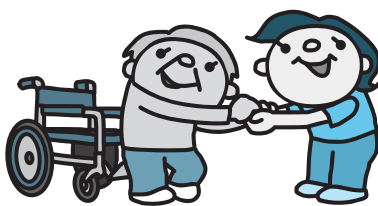
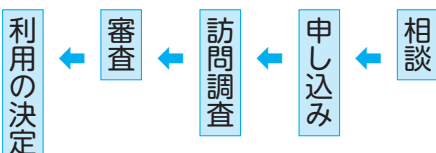
◆対象者

65歳以上の介護保険サービスを

利用されていない方

下記事業の利用を希望される方
は、ご相談ください。

◆手続きの流れ



※利用の決定までには数日かかり
ます。

事業名	区 分	現在の利用料	4月からの利用料
生活管理指導短期宿泊事業 (ショートステイ)	通常分	1,730円/日	1,830円/日
	生活保護	0円/日	0円/日
生きがい活動支援通所事業 (デイサービス)	—	800円/回	1,000円/回
軽度生活援助事業 (家事支援)	通常分	200円/時間	300円/時間
	生活保護	100円/時間	150円/時間

【問合せ】福祉課

担当 村岡・牟田

☎73・8820



後期高齢者医療制度 平成24・25年度の保険料のお知らせ



後期高齢者医療制度では、法律により2年ごとに保険料率を改定しています。今回の改定では、1人当たりの医療費の増加により、保険料率が大幅に上昇する見込みとなりました。被保険者の皆さまには、ご負担をおかけしますが、納めていただく保険料が大切な財源となります。ご理解を賜りますようお願いいたします。

◆保険料の計算方法

保険料は、1人当たりいくらと決められる『均等割額』と、被保険者の所得に応じて決められる『所得割額』を合計した額です。

$$\text{年間保険料 (限度額55万円)} = \text{被保険者均等割額 1人当たり 49,500円} + \text{所得割額 (被保険者に係る基礎控除後の総所得金額) \times 9.6\%}$$

◆所得の低い方などへの保険料の軽減

(1)被保険者均等割額

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額が次のいずれかに該当する場合、被保険者均等割額が軽減されます。

「基礎控除 (33 万円)」を超えない世帯で、かつ被保険者全員が年金収入 80 万円以下の世帯

→ 9 割軽減 年額 4,900 円

「基礎控除 (33 万円)」を超えない世帯

→ 8.5 割軽減 年額 7,400 円

「基礎控除 (33 万円) + 24.5 万円 × 世帯の被保険者数 (被保険者である世帯主は除く)」を超えない世帯

→ 5 割軽減 年額 24,700 円

「基礎控除 (33 万円) + 35 万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯

→ 2 割軽減 年額 39,600 円

(2)所得割額

所得割額を負担する方のうち、次の場合、所得割額が軽減されます。

「基礎控除後の総所得金額など」が 58 万円以下の方

→ 5 割軽減

※年金収入のみの場合、年金収入 153 万円から 211 万円までの被保険者が該当します。

◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入される前日に被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額は課税されません。更に、被保険者均等割額も 9 割軽減され、年額 4,900 円となります。

◆保険料の納め方

(1)年金の受給額が年額18万円以上の方は次のいずれかによりお支払いいただきます。

① 2 か月ごとに支給される年金からのお支払い。

※後期高齢者制度保険料と介護保険料を合計して年金の額の半分を超える場合は、口座振替または納付書での支払いとなります。

② 被保険者ご本人、世帯主、配偶者などの口座からの口座振替によるお支払い。

※世帯主や配偶者などの口座から口座振替をされた場合、これらの方の社会保険料控除の適用になります。

(2)年金の受給額が年額18万円未満の方は、口座振替または納付書でお支払いいただきます。

※口座振替によるお支払いは、別途手続きが必要です。

【問合せ】小国保年金課 担当 江頭・於保 ☎73・8802

65歳以上の方の介護保険料のお知らせ

平成24年度の介護保険料は4月1日現在の世帯における住民税の課税状況などで7月に確定します。

このため、保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりです。

◆特別徴収（年金天引き）

4・6・8月の納付額は、平成24年度の住民税の課税状況が確定していないため、平成24年2月と同額を天引きするようになります。（6月以降、保険料が変更になる場合もあります。）

◆普通徴収（納付書・口座振替）

4月から7月までは、平成24年4月1日（賦課期日）現在の世帯の状況と、平成23年度住民税の課税状況などで算定した保険料を暫定的に納付することになります。送付される納付書または口座振替により納付してください。

平成24年度の納入通知書は、4月中旬頃に送付します。

【問合せ】

・福祉課

担当 牟田・村岡

☎73・8820

・佐賀中部広域連合 業務課

☎40・1135



◎平成24年度 65歳以上の方の段階別介護保険料額（平成24年度から変更になりました）

保険料段階	対 象 者	算 式	保険料
第1段階	生活保護を受給している方。 または、世帯全員の住民税が非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額 ×0.5	月額 2,635円 (年額31,620円)
第2段階	世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額 +前年の課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.5	月額 2,635円 (年額31,620円)
特例 第3段階	世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額 +前年の課税年金収入額が120万円以下の方	基準額 ×0.66	月額 3,478円 (年額41,736円)
第3段階	世帯全員の住民税が非課税で上記以外の方	基準額 ×0.75	月額 3,953円 (年額47,436円)
特例 第4段階	本人の住民税が非課税の方で、前年の合計所得金額 +前年の課税年金収入額が80万円以下の方 (世帯に課税者がいる場合)	基準額 ×0.91	月額4,796円 (年額57,552円)
第4段階	本人の住民税が非課税の方で上記以外の方 (世帯に課税者がいる場合)	基準額	月額 5,270円 (年額63,240円)
第5段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額 が125万円未満の方	基準額 ×1.16	月額 6,113円 (年額73,356円)
第6段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額 が125万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.25	月額 6,588円 (年額79,056円)
第7段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額 が200万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.5	月額 7,905円 (年額94,860円)
第8段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額 が400万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.75	月額 9,223円 (年額110,676円)
第9段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額 が600万円以上の方	基準額 ×2.0	月額 10,540円 (年額126,480円)

「コミュニティ助成事業をご活用ください」

◆コミュニティ助成事業とは？

財団法人自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業です。安全な地域づくりと活力ある商店街づくりなどに対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実と強化をすることで住民福祉の向上などに貢献するものです。



宝くじマスコット
くーちゃん

◆コミュニティ助成事業の種類

この8項目は過去に実施された項目を掲載しています。

(1) 一般コミュニティ助成事業



平成19年度 一般コミュニティ助成事業（太鼓購入）

(2) コミュニティセンター助成事業



平成19年度コミュニティセンター助成事業（公民館新築）

(3) 地域防災組織育成助成事業

◆対象事例

発電機・救助工具箱・レスキューセット・心肺蘇生訓練用資機材（AED）・簡易テントなど

(4) 青少年健全育成助成事業

◆対象事例

親子料理教室開催費・軽スポーツ教室開催費・サマーキャンプ開催費など

(5) 共生の地域づくり助成事業

◆対象事例

福祉車両整備・公民館のバリアフリー化など

(6) 地域の芸術環境づくり助成事業

◆対象事例

市民ミュージカル・ピアノコンサートなど

(7) 地域国際化推進助成事業

◆対象事例

・海外体験事業
・日中友好民俗芸能交流事業

(8) 活力ある地域づくり助成事業

◆対象事例

芸能文化の魅力発見プロジェクト・地域のお宝活用事業 など

《お知らせ》

掲載している助成事業8項目は、変更になる場合があります。なお、助成内容は毎年9月に決定し、10月中旬に市で取りまとめ、11月初旬に県へ提出することになっています。活用をお考えの団体は、お早めにご相談ください。助成内容が決定次第、市ホームページなどでお知らせします。

宝くじの助成事業で「コミュニティセンターを整備しました」

コミュニティ助成事業を活用し、このたび寺浦区コミュニティセンター（小城町）が完成しました。今後は、地域のコミュニティの活動拠点として利用され、同時に地域間交流の中核施設として地域の活性化に貢献していくことが期待されます。



【問合せ】牛企画課

担当 熊谷・福岡

☎ 63・8803

国保の手続きはお早めに！～自動的に切り替わりません！～

国民健康保険にかかる加入や喪失は必ず**14日以内**に手続きが必要です。

◆手続きできる場所

- ・各庁舎総合窓口
- ・**小** 国保年金課

就職や社会保険などの扶養に入る場合

※手続きをしないと、**国保税が課税され続けます。**

◆必要なもの

- ・保険証
- ・印鑑
- ・新しく加入した社会保険証（全員分）

転出する場合

転出届を出した際に、自動的に喪失します。

◆必要なもの

- ・保険証
- ・印鑑
- ・本人確認書類（運転免許証など）

＜学生の方で転出する場合＞

市外へ住民票を移しても、小城市の国保を継続することになります。※**毎年**の手続きが必要です。

◆必要なもの

- ・学生証または在学証明書
- ・保険証（差し替えます）
- ・印鑑

退職（任意継続未加入）や社会保険などの扶養から外れる場合

手続きが遅れた場合、国保への加入日は前の健康保険資格がなくなった翌日まで遡るため、保険税も遡って課税されます。

◆必要なもの

- ・印鑑
- ・健康保険が切れた証明書（健康保険資格喪失証明書または離職票）
- ・年金証書（年金を受給されている65歳未満の方のみ）

【問合せ】**小** 国保年金課

担当 岩本・嘉村

☎73・8802

公共下水道の供用開始について

公共下水道事業牛津・三日月・芦刈処理区一部の区域で、3月30日（金）から下水道を使用することができますようになりました。

使用するためには、宅内排水設備の工事が必要です。市が指定している「排水設備指定工事店」に依頼してください。

◆工事にかかる費用について

下水道工事費用を少しでも軽くするために、次のような制度があります。ご利用ください。

《下水道宅内改造積立金

補助金制度》

下水道積立を1年以上されている方に排水設備工事費が積立金額のいずれか少ない金額の2%を交付します。

・積立金額100万円で工事費用

80万円の場合

↓80万円×0.02

＝16,000円（交付額）

・積立金の補助対象限度額

1戸につき100万円

※トイレが2か所以上ある場合は150万円。

《水洗便所等改造資金

利子補給金交付制度》

住民税や下水道受益者負担金に滞納のない方で、供用開始後3年以内に排水設備工事を行われた方に排水設備工事にかかった金額を交付します。

※供用開始から排水設備工事に係る期間で補給率の割合が変わります。

・利子補給金対象

限度額 40万円

※詳しくは、お問合せください。

【問合せ】

芦 下水道課

担当 上野・千綿

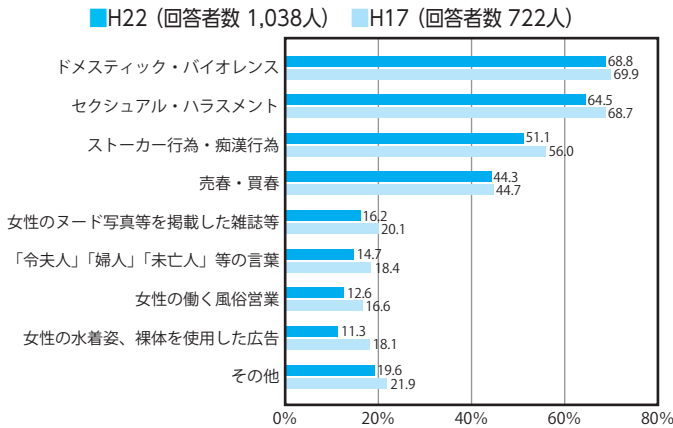
☎63・8827

供用開始～排水設備工事完了日	補給率
1年以内	100%
1年を経過し2年以内	80%
2年を経過し3年以内	50%

平成22年度人権意識調査⑤

問 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるものはどのようなことですか。(複数回答)

前回と同様に、「家庭内における夫から妻への暴力(DV)」「職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメント」などが問題であると多くの方が回答されました。



ご意見の欄には、「DV(家庭内暴力等)」に近い関係に気づかない

でいる。」「ヌード写真など、本のグラビア、テレビの映像に馴染まれてきていた。」「人権の視点で考えてみる機会を得た。」などがありました。

また、市では各行政区を巡回して「人権学びあい(懇談会)」を開催しています。そのとき使用する冊子の、女性がブルドーザーを運転している絵などを見て、みなさんの意見や感想をうかがっています。

「職業選択には男女の差は無くなってきている。」「個性、適性、好き好きでいい。」などと言われる方が多くなっています。その中で、70代の女性が「若い人がうらやましい。今の時代に生まれてきたかった。」「この言葉や「やっぱり、職種によってはより男性が、より女性がといった場合がある。」「と具体的な経験からの意見もありました。

ひとりで悩まず、ご相談ください。

佐賀地方法務局の

女性の人権ホットライン

☎0570・070・810

人権ふれあいセミナーⅡ

2月25日(土)、臨床心理士の吉村春生さんをお招きし、「心がなぜをひくとき」～安心感と自立～と題し、講演会を開催しました。

講演では、親子や夫婦の間で起こるさまざまな人間関係を中心に、お互いの感情で行き違いがあった時の対処や解決の方法について、分かりやすく話されました。

心を構成する三つの要素、思考・感情・行動は連鎖しており、抱えきれない負の感情(不安、怒り、悲しみ、つらさなど)は、無意識の世界に蓄積しやすい。

感情をため込むことができる容量を越えると、不安が増し、考えが固まったり、体にも変調をきたしてくることもあると…。そんなとき、「きつかったのね。」などの声かけで、負の感情を受け取って

もらえると、安心感が増してくる。

また、声なき声に耳を傾け、そっと寄り添うことは「泣いてばかりいないで何かいいなさい。」よりずっと、相手の心に近づけます。

「溢れ出る涙の中にこそ、いろんな語りがあるはず。」「などのお話が聞けました。

先生の話には、メモをとる方も見られ、予定の時間を過ぎても話し手と聞き手の交感が続けられなかったひと時でした。



【問合せ】小人権・同和対策室

担当 金丸・野口

☎73・8800